

LPガス災害対策マニュアル(新旧対照表)

2018/09/03

| 頁等 | 30年度版【第2次改訂版(改)】 | 29年度版【第2次改定版】 | 備考 |
|--------------------|--|--|-----------------------|
| はじめに 2 枚目 | このマニュアルは、平成24年度保安専門技術者指導事業の「地震対策マニュアル分科会」において作成し、平成25年度から毎年度、同事業の「LPガス災害対策講習講師会議」において、年度替わりに伴う参考資料等の更新と一部本文の改訂を行っている。 主な改訂は、平成26年度において「都道府県協会別中核充填所一覧表」を加える等「参考・資料」の充実を図った改訂版を、平成29年度においては、熊本地震（平成28年4月発生）の被災状況を受けて「産業構造審議会（保安分科会（液化石油ガス小委員会）」から提言された「平成28年熊本地震におけるLPガス販売事業者等による安全点検等について（平成29年3月16日）」のうち、主にハード対策に係る部分を反映した第2次改定版を作成した後、同年度3月に全体を反映させた第2次改訂版(改)を作成した。 | このマニュアルは、平成24年度保安専門技術者指導事業の「地震対策マニュアル分科会」において作成し、平成25年度から毎年度、同事業の「LPガス災害対策講習講師会議」において、年度替わりに伴う参考資料等の更新と一部本文の改訂を行っている。 主な改訂は、平成26年度において「都道府県協会別中核充填所一覧表」を加える等「資料編」の充実を図った改訂版を、平成29年度においては、熊本地震（平成28年4月発生）の被災状況を受けて「産業構造審議会（保安分科会（液化石油ガス小委員会）」から提言された「平成28年熊本地震におけるLPガス販売事業者等による安全点検等について（平成29年3月16日）」のうち、主にハード対策に係る部分を反映した第2次改定版を作成した。引き続き、全体を反映させるための検討を行っていく予定である。 | |
| P.3 下から 11行目 | 【資料12 保安対策指針（20170316 商局第11号 平成29年4月5日）抄録 第4項(1)* ³ 】 *1 資料16「流出容器事例」、資料18(2頁)「濁流により流出寸前の容器《写真（1段目右側）》」参照 *2 資料18(2頁)「鎖の二重掛けにより流出は免れた《写真（4段目右側）》」参照 *3 平成30年度保安対策指針（20180316 商局第11号 平成30年3月27日）にも記載 | 【資料12 保安対策指針（20170316 商局第11号 平成29年4月5日）抄録】 *1 資料16「流出容器事例」、資料18(2頁)「濁流により流出寸前の容器《写真（1段目右側）》」参照 *2 資料18(2頁)「鎖の二重掛けにより流出は免れた《写真（4段目右側）》」参照 | |
| P.4 | ②50kg容器の鎖の二重掛けの場合にあっては、1本目の鎖等を当該容器の底部から容器高さの3/4の位置に取り付け、2本目の鎖等を容器の底部から容器高さの1/4の位置に取り付けること。10kg及び20kg容器の場合にあっては、当該容器のプロテクターの開口部に鎖等を通して取り付けること。 | ②50kg容器の鎖の二重掛けの場合にあっては、1本目の鎖等を当該容器の底部から容器高さの3/4の位置に取り付け、2本目の鎖等を容器の底部から容器高さの1/4の位置に取り付けること。10kg及び20kg容器の場合にあっては、当該容器のプロテクターの開口部に鎖等を通して取り付けること。 鎖等を2本取り付けることにより一層容器の転倒防止効果上がる。また、鎖等を2本取り付けることは、水害・津波で容器が流されにくい効果もある。なお、水害・津波により容器が流された場合でもガス放出防止器が設置されていれば、容器からの多量漏えいを防止できる可能性がある。 | P.3、(3)の内容と重複する部分を削除。 |
| P.27 9行目 | 【資料12 保安対策指針（20170316 商局第11号 平成29年4月5日）抄録 第4項(1)*】 * 平成30年度保安対策指針（20180316 商局第11号 平成30年3月27日）にも記載 | 【資料12 保安対策指針（20170316 商局第11号 平成29年4月5日）抄録】 | |
| P.31 下から1 行目 | (1) 地域における災害対策組織の整備 以下、省略 【資料2-2 都道府県別の防災協定締結状況】 | (1) 地域における災害対策組織の整備 以下、省略 | 【旧版】P.31 |
| | 1-2 中央団体による連絡会議等の開催 全国LPガス協会は、大規模な災害が発生したときは、速やかに被災した都道府県LPガス協会からガス漏れ等の被災状況及び復旧状況等の情報収集を行い、復旧に必要な設備や機器等が不足するおそれがある場合又は被災地以外の都道府県LPガス協会等への協力要請が必要と認めた場合等には、中央連絡会議に対して協力要請を行う。 中央連絡会議は、全国LPガス協会からの要請により速やかに開催し、具体的な支援計画等を決定するため、各LPガス輸入事業者、広域販売事業者、各中央団体、並びに近隣都道府県LPガス協会からも、被害状況等の情報収集を行い、行政機関や関係団体と調整のうえ、被災地以外の都道府県LPガス協会等に応援や物資の提供等の協力体制を要請する。 【資料3 LPガス災害対応中央連絡会議設置要綱】 | 1-2 中央団体による連絡会議等の開催 全国LPガス協会は、複数の都道府県に跨って被災するような広域での大規模災害の発生時には、全国規模での支援体制が必要となるため、中央団体等で構成する中央連絡会議を開催する。 自らが被災した都道府県LPガス協会や支部では、具体的な救援要請の内容の把握が困難な場合もある。 このため、中央連絡会議は、災害発生後速やかに各LPガス輸入事業者、広域販売事業者、各中央団体、並びに近隣都道府県LPガス協会より被災地の情報収集を行い、被害状況の把握をするとともに、具体的な支援計画等を決定し、それらを基に行政機関や関係団体との調整を行い、速やかに活動を開始するとともに、被災地以外の都道府県LPガス協会等に応援や物資の提供等の協力体制を要請する。 【資料3 LPガス災害対応中央連絡会議設置要綱】 | 【旧版】P.33 |

| | | | | | | | |
|-------------------|---|--|--|------------------|---|---|----------|
| P.33 ～ P.35 | 表Ⅱ-2 各組織の主な役割と活動 | | | 表Ⅱ-2 各組織の主な役割と活動 | | | 【旧版】P.35 |
| | | 平常時の対策 | 災害発生から発生後の活動 | | 平常時の対策 | 災害発生から発生後の活動 | |
| | LPガス一般消費者等 | 略 | 略 | LPガス一般消費者等 | 略 | 略 | |
| | LPガス販売事業者 | 1. ～3. (略) 4. ハザードマップ等(※1)を活用し、優先的供給先の確認 5. ～10. (略) | 略 | LPガス販売事業者 | 1. ～3. (略) 4. ハザードマップ等を活用し、優先的供給先の確認 5. ～10. (略) | 略 | |
| | 市区町村 | 1. ～4. (略) 5. ハザードマップの作成・改訂(※2) | 1. ～3. (略) 4. 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令、警戒地区の設定 | 市区町村 | 1. ～4. (略) | 1. ～3. (略) | |
| | 都道府県LPガス協会 | 1. ～13. (略) 14. 被災確認情報訓練(1回以上/年)・防災訓練の実施。(※3) | 1. ～8. (略) 9. 全国LPガス協会に被害状況報告と応援・支援要請 10. ～11. (略) | 都道府県LPガス協会 | 1. ～13. (略) 14. 被災確認情報訓練(1回以上/年)・防災訓練の実施。 | 1. ～8. (略) 9. 中央連絡会議に被害状況報告と応援・支援要請 10. ～11. (略) | |
| | 都道府県 | 略 | 略 | 都道府県 | 略 | 略 | |
| | 中央団体 | 1. 各都道府県LPガス協会との事前協議 2. 臨時的に用いる燃焼器具の確保について燃焼器具メーカー等との事前協議 3. 中央連絡会議の招集訓練、連絡網の確認等を必要に応じて適宜実施すること(年1回) | 1. 被災状況に応じ中央連絡会議の開催 2. 被災地域の情報把握 3. 必要に応じ被災地への物資等の支援 4. 中央官庁等との協議 | 中央団体 | 1. 各都道府県LPガス協会との事前協議 2. 臨時的に用いる燃焼器具の確保について燃焼器具メーカー等との事前協議 3. 中央連絡会議の定期開催(年1回) | 1. 被災状況に応じ中央連絡会議等の開催 2. 被災地域の情報把握 3. 必要に応じ被災地への物資等の支援 4. 中央官庁等との協議 | |
| 経済産業省 | 略 | 略 | 経済産業省 | 略 | 略 | | |
| | ※1 : 国土交通省ハザードマップポータルサイト (https://disaportal.gsi.go.jp/) ※2 : 資料2-3 ハザードマップ ※3 : 資料7-1、7-2 災害時緊急連絡通報訓練 ※4 : 資料23 避難準備、避難勧告、避難指示について | | | | | | |
| | 移動 | 2. LPガス販売事業者等の防災体制・災害対策 以下、省略 | | | 【旧版】P.36 「3.」として移動 | | |
| | 移動 | 2-1 LPガス販売事業者等の平常時の対策 以下、省略 | | | 【旧版】P.36 「3-1」として移動 | | |
| P.36 | 2. 災害時における情報の収集・発信 (1) 情報収集・発信の一元化とルートの複層化 イ. 被災情報は、災害時の対応に際し重要な位置付けになると同時に本情報を関係機関に伝達することにより情報の共有化を図り、被災地域の復旧支援活動に資することに有効となることから、災害が発生した場合の全ての第一歩は、LPガス販売事業者及び一般消費者等の被災状況に関する情報の迅速なる把握である。 ロ. 被災した事業者のみで復旧できない場合は、被災を免れた親会社、近隣地域の同業者、系列・取引関係にある関連事業者など、他の事業所、事業者等に対して協力を求める必要があるが、自ら及び自らの顧客の被災状況をできる限りの確に把握し、協力を要請する相手先に伝達することは、早期の復旧作業への着手において極めて重要である。 | | (3) 情報収集・発信体制の整備 新規 災害が発生した際には、被災した事業者のみで復旧できない場合は、被災を免れた親会社、近隣地域の同業者、系列・取引関係にある関連事業者など、他の事業所、事業者、市区町村等に対して協力を求める必要がある。この場合に、自ら及び自らの顧客の被災状況をできる限りの確に把握し、協力を要請する相手先に伝達することは、早期の復旧作業への着手において極めて重要である。 | | 【旧版】P.37 【旧版】P.37 | | |

ハ. 被害が大規模、広範囲にわたる災害（例えば、東日本大震災）の場合には、近隣地域も被災するため、さらに広範囲の他の地域の事業者等に対して協力を求めなければならず、全国レベルでの物資調達や、予算の確保、法令の柔軟な運用等、国として政策的な対応が必要となってくるが、このような大規模災害の場合にも現場での被災状況に関する迅速かつ確かな情報発信の積み重ねが、協力への対応や政策対応の優先順位の判断を大きく左右する。

ニ. 被災地に係る情報の収集・発信を行う場合には、都道府県LPガス協会の災害対策本部を情報の窓口として一本化し、現地対策本部などからの情報を集約してとりまとめる他、情報発信は、外部からの照会を一括して対応する等により情報の一元化を図ることで、異なる情報、誤った情報の発信を防ぎ、対策本部要員を有効に活用することが重要である。

ホ. LPガス業界として、災害時における被災状況とその後の復旧状況を迅速に可能な限り定量的に把握し、広く社会に伝えることは、「災害にも強いLPガス」を具体的かつ明確に示す何よりの方策である。

ヘ. もとより災害時の対応としては、LPガスに限らず、どの分野においても、自ら及び家族や社員の安全確保、顧客の安全確保、安定供給の確保といった対応が情報収集・発信に優先されるべきことは論を俟たないが、これらの対応に限りなく近い優先度で情報収集と行政機関や社会への情報発信が、ライフラインであるLPガスの分野においても求められる。

ト. 東日本大震災のように、情報収集・発信ルートを中心となっている都道府県LPガス協会、支部自身が被災して機能しなくなった場合でも情報収集・発信が可能となるような別のルートを整備し、複層化する必要がある。

チ. このため、従来の経済産業省本省から監督部等・都道府県経由と、全国LPガス協会経由で都道府県LPガス協会を中心とする情報収集・発信ルートに加えて、「LPガス販売事業者（日本液化石油ガス協議会会員事業所）→日本液化石油ガス協議会→経済産業省」のルート（以下、「日液協ルート」という。）等を構築したところであり、LPガス販売事業者は、これらの情報収集・発信ルートにおいて、適切な役割を担うことが求められる。（下図参照）

リ. なお、前述のニ. に記したとおり、都道府県LPガス協会が当該被災地に係る情報の収集・発信を一元的に行うことから、本省及び保安監督部所管のLPガス販売事業者には、発災時の被害状況を当該都道府県LPガス協会にも必ず連絡するよう協力を求める。

また、東日本大震災のように被害が大規模であり、広範囲にわたる場合には、近隣地域も被災しているため、さらに広範囲の他の地域の事業者や自治体に対して協力を求めなければならない。さらに、全国レベルでの物資調達や、予算の確保、法令の柔軟な対応等、国としての政策対応も必要となる。こうした場合にも、現場での被災状況に関する迅速かつ確かな情報発信の積み重ねが、協力への対応や政策対応の優先順位の判断を大きく左右する。

この場合、現地対策本部などからの情報を集約してとりまとめ、都道府県LPガス協会の災害対策本部に窓口を一本化して情報を発信し、或いは外部からの問合せに一括して対応することが重要である。これにより異なる情報、誤った情報の発信を防ぎ情報の一元化を図り、対策本部要員を有効に活用することができる。

LPガス業界として、災害時における被災状況とその後の復旧状況を迅速に可能な限り定量的に把握し、広く社会に伝えることは、「災害にも強いLPガス」を具体的かつ明確に示す何よりの方策である。

もとより災害時の対応としては、LPガスに限らず、どの分野においても、自ら及び家族や社員の安全確保、顧客の安全確保、安定供給の確保といった対応が情報収集・発信に優先されるべきことは論を俟たないが、これらの対応に限りなく近い優先度で情報収集と行政機関や社会への情報発信が、ライフラインであるLPガスの分野においても求められる。

東日本大震災のように、情報収集・発信ルートを中心となっている都道府県LPガス協会、支部自身が被災して機能しなくなった場合でも情報収集・発信が可能となるような別のルートを整備し、複層化する必要がある。

このため、従来の経済産業省本省から監督部等・都道府県経由と、全国LPガス協会経由で都道府県LPガス協会を中心とする情報収集・発信ルートに加えて、「経済産業省～日本液化石油ガス協議会～LPガス販売事業者（日本液化石油ガス協議会会員事業所）等」のルート（日本液化石油ガス協議会ルート）等を構築したところであり、LPガス販売事業者は、これらの情報収集・発信ルートにおいて、適切な役割を担うことが求められる。（下図参照）

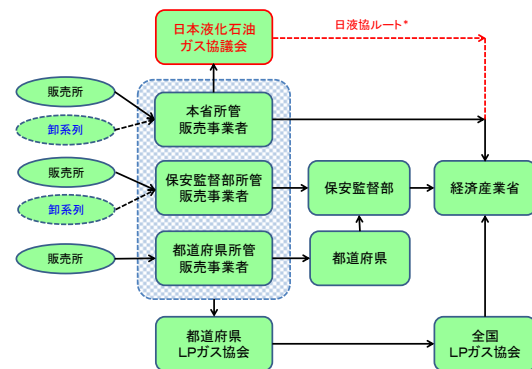
また、都道府県LPガス協会、支部自身が被災した場合、要員不足に陥り情報収集・発信に支障をきたすことから、全国LPガス協会或いは、被災地域以外の都道府県LPガス協会などから人的支援を行う体制を構築すること。

新規

・人的支援は現実的に不可能であるため削除。（全LP協からの要請）

P.37

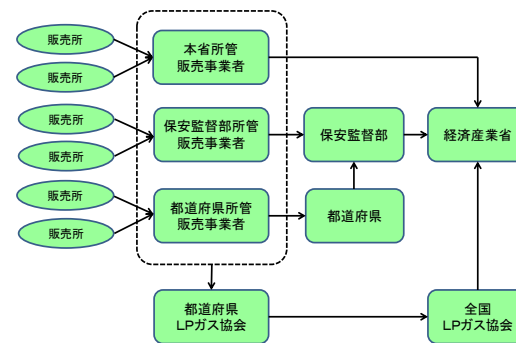
発災時の被害状況報告の流れ



※日液協ルート：被災により都道府県LPガス協会を中心とした情報収集・発信ルートが機能しなくなった場合に活用する。

【資料25 都道府県LPガス協会連絡先】
 【資料26 地域液化石油ガス協議会・LPガス関連中央団体連絡先】
 【資料27 経済産業省LPガス保安行政機関連絡先】

発災時の被害状況報告の流れ



【資料21 都道府県LPガス協会連絡先】
 【資料22 地域液化石油ガス協議会・LPガス関連中央団体連絡先】
 【資料23 経済産業省LPガス保安行政機関連絡先】

・図の差替え（日液協ルートの追加）

| | | | |
|----------------------------|--|--|---|
| <p>P.37 ～ P.40</p> | <p>(2) 把握する情報の内容やタイミングの見直し</p> <p>①市区町村別のLPガス消費者世帯数の把握</p> <p>イ. 災害時において行政は、電気、ガス等のライフラインの被災の状況や規模を把握するため、各事業者等に対しその報告を求めており、電気、都市ガスの事業者等からは、「供給が止まった世帯数」が報告されている。</p> <p>ロ. しかし、LPガスの場合、供給形態から現地の消費者先に出向かなければ供給が止まったことを確認することができない上、発災時にLPガス販売事業者が被災地にある全て消費先に出向くこと自体も困難であるため「供給が止まった世帯数」を確認し、報告をすることは、集中監視システムを導入している場合を除き、不可能である。^(注)</p> <p>ハ. 一方、行政の活動が災害対応活動等を含め市区町村等の各地方公共団体（自治体）単位で行われることを鑑みると、平時において市区町村別のLPガス消費者世帯数を把握すれば、被災のあった地域の市区町村別に「供給が止まった世帯数」の概数を予想し得ることは可能であることから、行政がこの数を把握すれば被災の状況や規模を予想することが可能となる。</p> <p>ニ. これにより、災害時においてLPガス消費者等への物資の支援がこの数に基づくことで迅速な対応に繋がる他、この数を活用することで復旧活動等において系列を超えた緊急災害対応活動も可能となる等、災害対応等に役立てることができる。</p> <p>ホ. このため、災害時に電気、都市ガスの事業者等が行う「供給が止まった世帯数」の報告に代わるものとして、都道府県LPガス協会（支部[地区会]を含む。）等の関係団体には、平時において市区町村別（地域）のLPガス消費者世帯数等を定期的に確認し、各地方公共団体（都道府県）の防災関係機関等に当該情報を提供することを求める。</p> <p>ヘ. また、全国のLPガス販売事業者には、都道府県LPガス協会等から市区町村別のLPガス消費者世帯数について照会があった場合、その数を教示するよう協力を求める。</p> <p>注）LPガスの供給は、電気、都市ガスの供給が止まった場合とは異なり、その供給形態から、LPガス設備に被害が無ければ、軒下在庫があるため、直ぐに供給停止とはならない。</p> <p>【資料5-3 市町村別消費者世帯数調査票】</p> <p>※愛知県LPガス協会では、市町村毎のLPガス消費者世帯数を定期的に把握することにより、平成12年9月に発生した東海豪雨において、この市町村毎の消費者世帯数を活用し、復旧活動における必要な資材を的確に供給することができた。</p> <p>【資料5-4 愛知県におけるLPガス消費者分布図】</p> <p>②第一報のあり方</p> <p>災害が発生した場合の全ての第一歩は、LPガス販売事業者及び一般消費者等の被災状況に関する情報の迅速なる把握である。</p> <p>しかし、被災現場では、情報発信者側である販売事業者自身が被災した状況にあり、通信設備等への被害等も想定されるなかで被災状況を全て正確に把握して伝達することは不可能であることから、第一報は、必要最小限の限定した情報を速やかに関係機関に伝達することが必要とされる。</p> <p>このため、第一報は、情報伝達に方法・タイミング、内容等に限界があることを踏まえ、次のイからハを基本とする。</p> <p>イ. LPガス販売事業者の従業員の安否</p> <p>なによりも大事であるのは、関係者の命であり、災害対策の最重要事項である。</p> <p>ロ. LPガス販売事業所の被害の有無</p> <p>具体的な被害が把握できない場合でも「被害あり・なし」という定性的情報もあることが被災の全体像をいち早く把握する上で必要である。</p> <p>ハ. LPガス消費者等への安全点検ができるか否か</p> <p>LPガス消費者等の被害の把握は、LPガスの供給形態から現地の消費先に出向かなければできないことから、LPガス販売事業者がLPガス消費者等への安全点検をできるかどうかは、LPガス消費者等の被害件数・被害状況を把握することに繋がる重要な情報となる。</p> <p>③「被害あり・なし」の情報の重要性</p> | <p>①把握する情報の内容やタイミングの見直し</p> <p>各都道府県LPガス協会は、災害などで地域に被害が発生した場合に、LPガス消費者の被害状況だけでなく、販売事業者から連絡の無い場合、連絡が取れない状況(不明)なのか、被害が無くて連絡をしないのか、支部と連絡がついたか否か、「被害なし」や「不明」がどれだけなのかといった情報の確認を迅速に行う必要がある。</p> <p>都道府県LPガス協会は、市区町村別のLPガス消費者戸数等を把握し、系列を超えた緊急災害対応活動、LPガス消費者等への支援物資、復旧活動等に活用して対応すること。</p> <p>また、これらの情報を各地方公共団体（自治体）の防災関係機関等に提供すること。特に、市区町村別にLPガス消費者世帯数等の情報については、行政機関が行う災害対応活動等が市区町村等の各地方公共団体（自治体）単位で行われるため、迅速な対応にも繋がる。</p> <p>【資料5-3 5-4 市町村別消費者世帯数調査票他参照】</p> <p>災害等が発生した場合は、LPガス販売事業者は、LPガス供給先の倒壊、半壊等の被害件数等具体的な被害情報が把握出来ない場合でも、「被害あり」「被害なし」と言った抽象的な情報も極めて重要であり、都道府県LPガス協会、支部が、この情報を速やかに収集することにより、県全体の被災地域が把握でき、都道府県、監督部、本省、また中央連絡会議等に情報を伝達し、関係団体が速やかに災害対策をすることが極めて重要であり、確実に履行すること。</p> <p>【資料6-1-① LPガス販売事業者被災確認情報（第1報）】</p> <p>【資料6-1-② LPガス被災状況<緊急>報告書参照】</p> <p>災害発生後のLPガス販売事業者からの情報収集及び安否確認等の方法として、各県協会の実情に合わせて緊急連絡網の組織整備を図り、都道府県LPガス協会又は支部(地区会)等から要請がなくてもまた、被害の有無にかかわらず「LPガス被害状況報告書」を報告することを定めた災害対策要綱、マニュアル等を整備すること。</p> <p>支部(地区会)は、LPガス販売事業者からの情報及び安否を速やかに取り纏め、情報要請方法（電話・FAX・メール等）、要請のタイミング（時間、直後、当日、翌日等）、情報提供の書式等を取り決めた方法により、都道府県LPガス協会に報告すること。</p> <p>また、都道府県LPガス協会は、支部との連絡が取れない場合に予め取り決めた方法により、情報を収集するとともに、その支部のLPガス販売事業者の安否確認をすること。</p> <p>災害発生時に自発的に災害の情報を発信し、要請側と受け手側とで情報の共有を図ることはきわめて重要であり、定期的に情報通報訓練・防災訓練を通じ、実行性のあるもとすること。</p> <p>【資料 6-2 6-3 LPガス被災状況報告書参照】</p> <p>※発災時の報告について</p> <p>災害時において電気、都市ガスの事業者等から報告される「供給が止まった世帯数」については、LPガスの場合、集中監視システムを導入している場合を除き、現地の消費者先に出向かなければ、この数を確認することは不可能である。</p> <p>従って、平時において市区町村別のLPガス消費者世帯数を把握すれば、被災のあった地域の市区町村別に「供給が止まった世帯数」の概数を予想し得ることが可能となるため、行政への第一報時にその数を報告することで行政が被災の規模を予想し、災害対応等に役立てることができる。</p> <p>なお、LPガスの供給形態から、電気、都市ガスの供給が止まった場合とは異なり、LPガス設備に被害が無ければ、軒下在庫があるため、直ぐに供給停止とはならない。</p> <p>②LPガス販売事業所内における連絡体制</p> <p>既往の災害においても不正確な情報により、かえって混乱を生じたことがある。</p> <p>正確な情報を得るため事業所内に指揮命令系統の責任者及び情報収集連絡係の専任者を予め選任すること。</p> <p>また、連絡体制は、事業所の現状に即したものであること。</p> | <p>【旧版】P.38、下から14行目 ～ P.41、14行目 (差替え)</p> |
|----------------------------|--|--|---|

- イ. 災害等が発生した場合、ＬＰガス供給先の倒壊、半壊等の被害件数等の具体的な被害情報を把握出来なくても「被害あり・なし」という定性的情報もあることで災害があった地域の被災地域・範囲を特定し、被災の全体像を把握できることになる。
- ロ. しかし、当該報告がない場合には、被害のために連絡手段が封じられているのか、被害がないために報告がないのか等の状況がわからず、被災地域・範囲を特定すること等の被災の全体像を把握することができないために対策が遅れることに繋がることから、被害の有無に拘わらず「被害あり・なし」の報告が不可欠である。
- ハ. 従って、ＬＰガス販売事業者及び各関係団体等は、行政等が速やかに災害対策をすることを可能とすべく、「被害あり・なし」の情報を速やかに収集し、全国ＬＰガス協会、行政（都道府県、監督部、本省等）等に情報を伝達することが求められる。
- 二. なお、ＬＰガス販売事業者に対しては、災害時の報告は「被害なし」も報告するよう周知することが必要である。

(3) 報告の伝達等

- ①第一報では、都道府県ＬＰガス協会（支部〔地区会〕を含む。）及び同協会所属のＬＰガス販売事業者は、震度５弱以上の地震（自治体により設定が異なる）又は風水害等による災害が発生した場合、被災の有無に拘わらずＬＰガス販売事業者に係る情報を以下のいずれかの方法により、速やかにＬＰガス販売事業者自身の被災確認情報として「被災のある・なし」を報告すること。
 - イ. 都道府県ＬＰガス協会が作成している様式を用い、ＦＡＸにより被災確認情報を報告する例
 - イ) ＬＰガス販売事業者 → 都道府県ＬＰガス協会
【資料 6-1-① ＬＰガス販売事業者被災確認情報（第 1 報）】
 - ロ) 都道府県ＬＰガス協会 → 全国ＬＰガス協会
【資料 6-1-② ＬＰガス被害状況＜緊急＞報告書】
 - ロ. その他の方法により、被災確認情報を報告する例
「(1)イ。」の記載事項を達成するための対応策の一つとして、関係団体が中心となって災害時等における被災状況を確認するシステムを構築、運用することも考えられるが、実際に類似システムを構築し、運用している関東液化石油ガス協議会の事例を紹介する。
【資料7-1 大規模災害時被災情報システムの構築について】
- ②第二報以降の報告、連絡は、「ＬＰガス被害状況報告書」により、報告すること。
 - イ) ＬＰガス販売事業者 → 都道府県ＬＰガス協会
【資料 6-2 ＬＰガス被災状況報告書〔販売事業者用〕】
 - ロ) 都道府県ＬＰガス協会 → 全国ＬＰガス協会
【資料6-3 ＬＰガス被災状況報告書〔協会用〕】
- ③災害発生時に自発的に災害の情報を発信し、要請側と受け手側とで情報の共有化を図ることは、災害対策をする上で極めて重要であり、都道府県ＬＰガス協会及び支部（地区会）に整備した緊急連絡網、連絡体制が機能するかどうかを定期的に情報通報訓練・防災訓練等により確認し、①～②に記載した事項を実効性のあるものとしておくこと。
- (4) 都道府県ＬＰガス協会における連絡体制
 - ①都道府県ＬＰガス協会は、支部（地区会）及び所属するＬＰガス販売事業者との緊急連絡網等の連絡体制を地域の実情に合わせて整備すること。
 - ②災害対策要綱、マニュアル等には、支部（地区会）及び所属するＬＰガス販売事業者との連絡について次の事項を規定すること。
 - イ. 「ＬＰガス被害状況報告書」等の報告・情報の伝達に用いる書式
 - ロ. 報告・情報の伝達方法（電話・ＦＡＸ・メール等）
 - ハ. 第一報時の伝達のタイミング（時間、発災の直後・当日・翌日等）
 - 二. 第二報以降の報告・情報の伝達
【資料7-2 高知県における情報収集体制（(一社)高知県ＬＰガス協会）】

- この場合の連絡体制は、
- イ) 就業時間内における体制
 - ロ) 夜間、休日等就業時間外における体制
体制を定めると共に、交通・連絡通信網が災害により被災し、機能しない場合も含んだ従業員の行動原則について次の事項を定めておくこと。
 - イ) 連絡先（社内・系列関連事業者・関係機関）
 - ロ) 出社場所
 - ハ) 緊急対応・応急点検施設リスト及び分担
 - ニ) ガス漏れ時の対応
 - ホ) 必要な資機材の確認

③集中監視システムによる情報収集体制の整備

ＬＰガス販売事業者は、地震によるガスの遮断情報が自動的に集中監視センターに入り、被害情報を把握することができるとともに、簡易な地震計として被害地域の把握が可能で、重点的な対策を速やかに講じることが可能となる集中監視システムによる情報収集体制の整備を推進すること
なお、集中監視システムにより災害現地の被災状況を把握し、被災地の復旧対応に役立った等の奏功事例については、資料に記載した。

【資料11 ＬＰガス集中監視システムを導入している保安機関との連携による奏功事例】

④都道府県ＬＰガス協会との連絡体制

ＬＰガス販売事業者は、自社の被災状況と、震度５弱以上（自治体により設定が異なる）又は風水害等により甚大な被害が発生した地域の情報を以下のいずれかの方法により、所属する各都道府県ＬＰガス協会に対し、速やかにＬＰガス販売事業者自身の被災確認情報として「被災のある・なし」を第一報において報告すること。
イ. 都道府県ＬＰガス協会が作成している様式を用い、ＦＡＸにより被災確認情報を報告する例

【資料6-1-① ＬＰガス販売事業者被災確認情報（第 1 報）】

【資料 6-1-② ＬＰガス被害状況＜緊急＞報告書参照】

ロ. その他の方法により、被災確認情報を報告する例

【資料7-1 災害時等被災確認情報システムについて】

ＬＰガス消費者の被災数については、「①把握する情報の内容やタイミング」にて記載したとおり、集中監視システムを導入している場合を除き、現地の消費者先に向かかなければ、この数を確認することは不可能であることから、平時において市区町村別のＬＰガス消費者世帯数を把握すれば、被災のあった地域の市区町村別に「供給が止まった世帯数」の概数を予想し得ることが可能となるため、行政への第一報時にその数を報告することで行政が被災の規模を予想し、災害対応等に役立てることができることを鑑み、ＬＰガス協会支部（地区会）は、各市区町村別（地域）のＬＰガス消費者戸数を収集し、その地域の被害状況やその他必要な情報を把握し、都道府県ＬＰガス協会及び都道府県、市区町村に報告するとともに地域における必要な情報を入手し、ＬＰガス設備の応急対策計画の立案を推進すること。

このため、全国のＬＰガス販売事業者は、都道府県ＬＰガス協会等から市区町村別のＬＰガス消費者世帯数について照会があった場合、その数を教示するよう協力すること。

【資料5-3 5-4 市町村別消費者世帯数調査票 他】

また、あらかじめ災害発生時の第一報のあり方を含め情報収集とタイミングについても取り決めておくこと。

ＬＰガス販売事業者は、以上の点を考慮し、災害時の活動が迅速に実施できるようＬＰガス協会支部（地区会）との連絡体制を整備しておくこと。

【資料7-2 高知県における情報収集体制（(一社)高知県ＬＰガス協会）】

| | | | |
|------|--|---|---------------------------|
| | <p>③都道府県LPガス協会（支部〔地区会〕を含む。）自身が被災した場合の連絡体制、情報発信について、バックアップ体制、代替措置等について、災害対策要綱、マニュアル等に規定しておくこと。</p> <p>(5) LPガス販売事業者における連絡体制等</p> <p>①事業所内における連絡体制、従業員の行動原則</p> <p>既往の災害においても不正確な情報により混乱を生じた事実を踏まえ、正確な情報を得るために各事業所の現状に即した連絡体制並びに交通・連絡通信網が災害により被災して機能しない場合も含めた従業員の行動原則を次のイ～ハに掲げる事項について各々定めておくこと。</p> <p>イ. 事業所内に指揮命令系統の責任者及び情報収集連絡係の専任者を予め選任すること。</p> <p>ロ. 連絡体制</p> <p>イ) 就業時間内における体制</p> <p>ロ) 夜間、休日等就業時間外における体制</p> <p>ハ. 従業員の行動原則</p> <p>イ) 連絡先（社内・系列関連事業者・関係機関）</p> <p>ロ) 出社場所</p> <p>ハ) 緊急対応・応急点検施設リスト及び分担</p> <p>ニ) ガス漏れ時の対応</p> <p>ホ) 必要な資機材の確認</p> <p>②集中監視システムによる情報収集体制の整備</p> <p>LPガス販売事業者は、地震によるガスの遮断情報が自動的に集中監視センターに入り、被害情報を把握することができるとともに、簡易な地震計として被害地域の把握が可能で、重点的な対策を速やかに講じることが可能となる集中監視システムを推進すること。</p> <p>なお、集中監視システムにより災害現地の被災状況を把握し、被災地の復旧対応に役立った等の奏功事例については、資料に記載した。</p> <p>【資料11 LPガス集中監視システムを導入している保安機関との連携による奏功事例】</p> | | |
| P.40 | (6) 都道府県LPガス協会と各地方公共団体等関係機関との連絡体制 以下、省略 | ⑤都道府県、市区町村からの要請・連絡 以下、省略 | 【旧版】P.41 |
| P.40 | (7) 自主防災組織との連絡体制 以下、省略 | ⑥自主防災組織との連絡体制 以下、省略 | 【旧版】P.41 |
| P.40 | (8) 日本液化石油ガス協議会との連絡体制 以下、省略 | ⑦日本液化石油ガス協議会との連絡体制 以下、省略 | 【旧版】P.41 |
| P.41 | 3. LPガス販売事業者等の防災体制・災害対策 以下、省略 | 2. LPガス販売事業者等の防災体制・災害対策 以下、省略 | 【旧版】P.36、1行目～P.37、10行目を移動 |
| P.41 | 3-1 LPガス販売事業者等の平常時の対策 以下、省略 | 2-1 LPガス販売事業者等の平常時の対策 以下、省略 | |
| P.42 | (3) 中核充填所の連携体制の整備 以下、省略 | (4) 中核充填所の連携体制の整備 以下、省略 | 【旧版】P.41、下から10行目 |
| P.42 | <p>【参考】中核充填所とは 東日本大震災において、・・・・・・・・・・・・・・・・・・「中核充填所」を整備した。</p> <p>【資料24 都道府県協会別中核充填所一覧表】</p> | <p>【参考】中核充填所とは 東日本大震災において、・・・・・・・・・・・・・・・・・・「中核充填所」を整備した。</p> <p>【資料20 都道府県協会別中核充填所一覧表】</p> | 【旧版】P.42 |
| P.43 | (4) LPガス設備の点検・復旧体制の整備 | (5) LPガス設備の点検・復旧体制の整備 | 【旧版】P.42、下から14行目 |

| | | | | | |
|------|---|-----|--|-----|-----------------|
| P.44 | 表Ⅱ-3 災害時の事前対策 | | 表Ⅱ-3 災害時の事前対策 | | 【旧版】P.44 |
| | | 摘要 | | 摘要 | |
| | 1) 巡回表 ～ 4) 復旧措置要領 | (略) | 1) 巡回表 ～ 4) 復旧措置要領 | (略) | |
| | 5) 応急点検・復旧用資機材 | (略) | 5) 応急復旧用資機材 | (略) | |
| | 6) 容器回収用資機材 ～ 7) 消費者リスト 住宅地図 配管地図 | (略) | 6) 容器回収用資機材 ～ 7) 消費者リスト 住宅地図 配管地図 | (略) | |
| P.45 | (5) 顧客の保安データ等の確保 | | (6) 顧客の保安データ等の確保 | | 【旧版】P.45、表の下1行目 |
| P.47 | (6) 防災・災害に関する教育・訓練 | | (7) 防災・災害に関する教育・訓練 | | 【旧版】P.46、図の下1行目 |
| P.48 | 3-2 LPガス販売事業者等の災害発生後の活動 | | 2-2 LPガス販売事業者等の災害発生後の活動 | | 【旧版】P.48、1行目 |
| P.49 | 4. 都道府県LPガス協会等の防災体制・災害対策 | | 3. 都道府県LPガス協会等の防災体制・災害対策 | | 【旧版】P.49、1行目 |
| P.49 | 4-1 一般消費者等への保安啓発 | | 3-1 一般消費者等への保安啓発 | | 【旧版】P.49、4行目 |
| P.50 | 4-2 指定地方公共団体の指定 | | 3-2 指定地方公共団体の指定 | | |
| P.50 | 4-3 防災協定等の見直し | | 3-3 防災協定等の見直し | | |
| P.50 | 4-4 地域協力体制の整備 | | 3-4 地域協力体制の整備 | | |
| P.51 | 4-5 企業の枠を超えた点検・調査のルール作り | | 3-5 企業の枠を超えた点検・調査のルール作り | | |
| P.51 | 4-6 応援・受入れ体制の整備 | | 3-6 応援・受入れ体制の整備 | | |
| P.52 | 4-7 通信体制 | | 3-7 通信体制 | | |
| P.52 | 4-8 緊急車両等 | | 3-8 緊急車両等 | | |
| P.53 | <p>4-9 流出LPガス容器の回収体制の確立</p> <p>東日本大震災では、住宅や自動車、更には船舶まで流されるほどの大規模な津波が発生したため、大量のLPガス容器が流出した。</p> <p>また、平成30年7月豪雨では、岡山県内、愛媛県内において、約3,000本のLPガス容器が流出したことが確認されている。</p> <p>流出したLPガス容器が、放置されれば、重大な二次災害につながるおそれもあることから、都道府県LPガス協会は、【流出容器等処理要綱】を参考に、流出容器の回収体制を整備する。</p> <p>【資料10 流出容器等処理要綱】</p> <p>【資料10-2 平成30年7月5日からの大雨により流失したLP容器による事故防止について】</p> <p>【資料16 津波で倒され流出した容器】</p> <p>【資料17 津波で流出し回収された容器】</p> <p>【資料21 平成30年7月豪雨による被害状況（写真資料）】</p> <p>【資料22 経済産業省による平成30年7月豪雨の被災地現地調査】</p> | | <p>3-9 流出LPガス容器の回収体制の確立</p> <p>東日本大震災では、住宅や自動車、更には船舶まで流されるほどの大規模な津波が発生したため、大量のLPガス容器が流出した。</p> <p>流出したLPガス容器が、放置されれば、重大な二次災害につながるおそれもあることから、都道府県LPガス協会は、【流出容器等処理要綱】を参考に、流出容器の回収体制を整備する。</p> <p>【資料10 流出容器等処理要綱】</p> <p>【資料16・17 流出容器事例・流出容器回収事例】</p> | | |
| P.54 | 5. 一般消費者等における防災対策 | | 4. 一般消費者等における防災対策 | | |
| P.54 | 5-1 日頃の準備事項 | | 4-1 日頃の準備事項 | | |

| | | | |
|---------------------|---|---|-----------------------------|
| P.54 | 5-2 災害発生時の措置及び注意事項 | 4-2 災害発生時の措置及び注意事項 | |
| P.54 | 5-3 大規模地震発生後の措置及び注意事項 | 4-3 大規模地震発生後の措置及び注意事項 | |
| P.54 | 5-4 警戒宣言が発令された場合の措置及び注意事項 | 4-4 警戒宣言が発令された場合の措置及び注意事項 | |
| P.55 | 6. LPガス応急供給に関する対策 | 5. LPガス応急供給に関する対策 | |
| P.55 | 6-1 臨時的ガスの供給 | 5-1 臨時的ガスの供給 | |
| P.56 | 6-2 LPガス燃料器具及びLPガス設備の確保 | 5-2 LPガス燃料器具及びLPガス設備の確保 | |
| P.58 | 6-3 円滑な復旧のための啓発活動 | 5-3 円滑な復旧のための啓発活動 | |
| P.65 | 参考1 14の対応策関係、抜粋・要約版 | 新規 | |
| P.71 | 参考2 平成28年熊本地震におけるLPガス販売事業者等による安全点検等について（抄録） | 新規 | |
| P.74 資料1-2 | 【高知県LPガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】 以下、省略 【別紙参照】 | 【高知県LPガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】 以下、省略 【別紙参照】 | 【FY29版】P.64 |
| P.78 資料2-2 | 都道府県別の防災協定締結状況 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |
| P.79 資料2-3 | ハザードマップ 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |
| 資料7-2 | ページ削除（記載内容の趣旨を本文に掲載したため。） 【資料7-2】 | 以下、省略 災害時等被災確認情報システムの構築について | 【FY29版】P.100 【資料7-1】 |
| P.109 ～ P.111 | 大規模災害時被害情報システムの構築について 以下、省略 | 以下、省略 大規模災害時被害情報システムの構築について | 【FY29版】P.101～104 【資料7-1】 |
| P.133 資料10-2 | 平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起） 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |
| P.150 資料20 | 九州北部豪雨（2017.7発生）による被害状況（写真資料） 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |
| P.151 資料21 | 平成30年7月豪雨による被害状況（写真資料） 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |
| P.152 資料22 | 経済産業省による平成30年7月豪雨の被災地現地調査 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |
| P.153 資料23 | 避難準備、避難勧告、避難指示のについて 【平成30年度版テキスト参照】 | 新規 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------|-------------|---------------------------------|------------------------|--------------|--------------------|-------------|--------------------------------|----------------------|----------------|--------------------------------------|------|--------------|
| P.167 資料 25 上から 2行目 | 都道府県LPガス協会連絡先 | | | | | 都道府県LPガス協会連絡先 | | | | | 【FY29版】P.151【資料21】 ・県協会の所在地変更による。 | | |
| | 会社名・団体名 | 郵便番号 | 住 所 | TEL | FAX | 会社名・団体名 | 郵便番号 | 住 所 | TEL | FAX | | | |
| | (一社)滋賀県LPガス協会 | 略 | 略 | 略 | 略 | (一社)滋賀県LPガス協会 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | |
| | (一社)京都府LPガス協会 | 601-8306 | 京都府京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONAビル 2F | 075-314-6517 | 075-311-3067 | (一社)京都府LPガス協会 | 615-0042 | 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館 6F | 075-314-6517 | 075-311-3067 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| P.168 資料 26 下段表 5行目 | LPガス中央関係団体連絡先 | | | | | LPガス中央関係団体連絡先 | | | | | 【FY29版】P.152【資料22】 下段表 | | |
| | | 名 称 | 〒 | 所在地 | 電話 | | 名 称 | 〒 | 所在地 | 電話 | | | |
| | 1 ~ 4 | 略 | 略 | 略 | 略 | 1 ~ 4 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | |
| | 5 | 日本ガスメーター工業会 | 105-0001 | 港区虎ノ門1-8-13 虎ノ門上野ビル 4F | 03-3504-8021 | 5 | 日本ガスメーター工業会 | 105-0001 | 港区虎ノ門1-8-13 虎ノ門上野ビル内 | 03-3504-8021 | | | |
| 6 ~ 9 | 略 | 略 | 略 | 略 | 6 ~ 9 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | |
| P.169 資料 27 5行目 | 経済産業省LPガス保安行政機関連絡先 | | | | | 経済産業省LPガス保安行政機関連絡先 | | | | | 【FY29版】P.153【資料23】 | | |
| | | 機関名 | 〒 | 所在地 | ビル名等 | 電話 | | 機関名 | 〒 | 所在地 | | ビル名等 | 電話 |
| | 1 ~ 4 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 1 ~ 4 | 略 | 略 | 略 | | 略 | 略 |
| | 5 | 中部近畿産業保安監督部 | 460-8510 | 名古屋市中区三の丸2-5-2 | 中部経済産業局総合庁舎 | 052-951-0291 | 5 | 中部近畿産業保安監督部 | 460-8510 | 名古屋市中区三の丸2-5-2 | | | 052-951-0291 |
| 6 ~ 10 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 6 ~ 10 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | | |